

The vision  
for the development  
of art & culture  
in Kochi Prefecture

高知県文化スポーツ部文化振興課  
(令和4年4月からは文化国際課になります)  
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20  
TEL 088-823-9793  
FAX 088-823-9296  
Email 140201@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県文化芸術振興ビジョン  
The vision for the development of  
art & culture in Kochi Prefecture  
(平成29年4月～令和9年3月)



平成29年3月  
(令和4年3月改定)

高知県

	はじめに	P.3
	前期5年間の振り返り	P.4
CHAPTER	<b>1</b> 基本理念	P.5
CHAPTER	<b>2</b> 基本的な考え方	P.6
CHAPTER	<b>3</b> 高知県の文化芸術を取り巻く現状	P.7
CHAPTER	<b>4</b> 基本方針及び施策の方向性	P.10
CHAPTER	<b>5</b> 文化芸術振興の推進体制	P.18

## はじめに



文化や芸術は、私たちの暮らしや人生を豊かにし、多くの人の心の支えとなってきました。高知県には雄大な自然や長い歴史によって培われ、それぞれの地域で受け継がれてきた文化芸術が数多くあります。また、よさこい祭りやまんがなどに代表される個性豊かな魅力ある文化も育まれてきました。それらの文化や芸術を大切に、次の世代へ受け継いでいくことは、県民の皆さまの誇りや生きがいにつながり、さらには地域の活性化にもつながっていくものと考えております。

これまで県では、平成18年に「高知県芸術文化振興ビジョン」、そして平成29年には、現行の10か年計画であります「高知県文化芸術振興ビジョン」を策定し、本ビジョンに基づいて、芸術祭の開催や、県立文化施設における事業の充実など、県内の文化芸術の振興に資する様々な取り組みを進めております。

このような中、本年度、「高知県文化芸術振興ビジョン」の策定から5年が経過し、計画期間の折り返し時期にあたることから、本ビジョンの改定を行いました。

本ビジョン策定以降、デジタル化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、本県の文化芸術を取り巻く環境は大きく変化しました。

このため、改定にあたっては、近年の環境の変化や状況の進展を踏まえ、「デジタル技術の活用による文化芸術を身近にする環境づくり」や「新型コロナウイルス感染症にも対応した取り組み」を新たな施策の方向性として追加いたしました。

そのほか、県民の皆さまや国内外の皆さまに本県の文化芸術への関心を高めていただくための情報発信や、文化芸術活動を通じた地域の交流人口の拡大につながる取り組み、また、地域で文化芸術を担い、主体的に参画する人材の育成などを改定における強化のポイントとしております。

本ビジョンの基本理念に掲げる「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向けまして、PDCAサイクルを回しながら、県民の皆さまの文化芸術活動がより広がるよう具体的な施策に取り組むことで、本県の文化芸術の一層の振興を図り、さらにはそれらを観光や産業の振興にもつなげてまいりたいと考えております。

結びに、本ビジョンの策定にあたりまして、熱心なご議論を賜りました高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和4年3月  
高知県知事 濱田 省司

## 前期5年間の振り返り

平成29年に「高知県文化芸術振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定してからこれまでの5年間、本県の文化の拠点となる施設が相次いで整備されました。まず、平成29年3月、土佐藩主山内家や高知県ゆかりの資料の数々を展示する高知城歴史博物館が開館しました。翌年4月には、県内屈指の集客力を誇る坂本龍馬記念館がグランドオープンし、本格的な文化施設として新設された新館と体験型展示へとリニューアルした本館とに生まれ変わりました。

さらに、同年7月には「オーテピア高知図書館」、「オーテピア高知声と点字の図書館」、「高知みらい科学館」の3つの施設からなる複合施設オーテピアが、令和2年には、まんが王国・土佐の情報発信、人材育成・交流の拠点「高知まんがBASE」がオープンするなど、県民が文化芸術に触れる機会は大きく拡がりました。

また、平成29～30年度には「志国高知 幕末維新博」の開催により、県外からも多くの観光客が高知県を訪れ、県内各地の歴史施設に足を運びました。令和元年度に開催した「カーニバル00in高知」では、県民の皆様が多様な文化人との交流の機会を設けることができました。

このように、ビジョンの対象期間のうち前半5年間（以下「前期5年間」という。）ではビジョンが目的とする、高知県の文化芸術のさらなる振興のための機会を数多く創り出した一方、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化芸術活動に触れる機会は縮小せざるを得ない状況となりました。加えて、よさこい祭りは2年連続で開催中止となり、県内各地の伝統芸能活動や文化芸術イベントなども中止を余儀なくされ、大きな影響を受けました。

このことにより、前期5年間では、多くの事業で目標数値の達成が難しい結果となってしまいました。

そのような中、令和2年度に本県で開催した第44回全国高等学校総合文化祭（以下「2020こうち総文」という。）と「まんが王国・土佐」の取組については、WEBの活用で、目標値を上回る成果が上がりました。2020こうち総文は、WEB開催により全国に発信したことで盛況を博し、県内の高校生の文化芸術に関する取組の活性化に大きく寄与

しました。また、30回を迎えた全国高等学校漫画選手権大会（以下「まんが甲子園」という。）や全国漫画家大会議も、WEBでの開催としたことで、多くの方々に視聴していただき、「まんが王国・土佐」のブランド化の推進につなげることができました。これらは、コロナ禍における新たな取組による大きな成果となりました。

後半の5年間（以下「後期5年間」という。）では、前期5年間における環境や状況の変化を受け、新型コロナウイルス感染症にも対応した取組として、デジタル技術を活用するなど、文化芸術をさらに身近に感じることができるよう環境づくりを進めていきます。

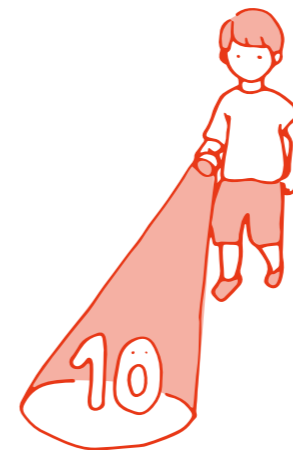
県内では、民間においても様々な文化的活動が行われております。そのような個人、団体が活動が行われている県民の皆さまへの支援や、過疎化や少子高齢化等の影響による地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足等の課題に対し、産業や観光等の振興につながる文化芸術活動の活性化や、地域固有の文化の継承と活用に繋がるよう、文化芸術を産業振興・観光振興に生かせる人材の育成に取り組んでいきます。

文化や芸術は、音楽や美術、演劇など、ステージや施設で開催される特別なものだけではありません。私たちの暮らしや人生に関わる身近な存在でもあります。苦しい時、つらい時、不安な時に、心の拠り所となり、生きがいとなり、多くの人の心を支えてきました。

文化や芸術は、人の心を豊かにし、また、生まれ育った地域に誇りを持ち、社会を変えていく力の源泉であるとともに、前を向いて歩いていくためのエンジンであり、燃料でもあります。そして何よりわたしたちが幸せを見つけるための「道しるべ」となるものです。

2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下「2020年東京大会」という。）の開催を挟む10年は、文化・芸術、経済、人の流れ等々これまでにない変化が予想される21世紀最初の激動の時代と言えるでしょう。そうした中、文化芸術は教育や福祉、スポーツなど、あらゆる場面で大きな影響をもたらします。産業振興、観光振興、また地域振興においても、文化芸術の果たす役割は小さくありません。地域に新たな活力やエネルギーを与える存在が文化芸術であり、この10年で、高知県の文化芸術はどうあるべきかを示すのがこの文化芸術振興ビジョンです。

県民一人ひとりの暮らしの足元に文化芸術があり、多くの県民が自由に、そして主体的に文化芸術活動に参画することで、心豊かに幸せを感じて暮らしていきたいという願いを実現するため、【文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県】を文化芸術振興ビジョンの基本理念とします。





## 基本的な考え方

# 2

### 1. 策定の趣旨

国の文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月制定）において芸術の振興に関する県の取り組みの方向が示されたことなどから、県民一人ひとりが主体的に取り組む芸術文化活動の促進や、芸術文化の総合的な振興を図る必要性が高まり、県では、平成 18 年に芸術文化に焦点を絞った「高知県芸術文化振興ビジョン」を策定しました。

その中では、基本目標「アートあふれる高知の実現」を掲げ、4 つの行動目標「つくる：県民一人ひとりが生き生きと取り組む芸術文化の創造」「たのしむ：県民一人ひとりが芸術文化の鑑賞や体験などを主体的にたのしむ」「はぐくむ：未来を担う感性豊かな子どもたちを育む」「つなぐ：芸術文化を通じ、人と人が交流し、分野や地域、世代を越え、拡がり、つながる」の実践に向けて、望ましい将来像や取り組みの方向性を示し、取り組みを進めてきました。

この間、2020 年東京大会の開催決定や、我が国が目指す文化芸術立国の姿を明示した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次基本方針）が閣議決定されるなど、我が国の文化芸術を取り巻く環境に様々な変化が生じました。

本県においても、あらゆる文化芸術の施策に取り組む中で、県民誰もが文化芸術に親しむための環境づくりや、本県固有の文化の継承発展、それぞれの地域の特性に応じた文化芸術の振興など、県民の文化芸術活動の推進の必要性がより高まり、高知県の文化芸術のさらなる振興を図ることを目的として、高知県文化芸術振興ビジョンを策定いたしました。

そして、本年（令和 3 年）は、平成 29 年 3 月にビジョンを策定後、5 年が経ち、ビジョンの折り返し時期に当たることから、中間見直しを行いました。

### 2. 文化芸術活動を担う主体とその役割

ビジョンに掲げる施策を効果的に推進するため、県民をはじめ、県や市町村、文化芸術団体等の多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら事業の展開を図ります。

#### (1) 県民

文化や芸術の担い手である県民一人ひとりが、自由に文化芸術活動に取り組み、主体的に参加をすることにより、県内のあらゆる文化芸術の全体的な底上げにつなげることが期待されます。

#### (2) 県

県は、ビジョンに基づき、市町村や文化芸術団体、NPO、教育機関、企業等と連携・協働をすることにより、県内各地域の文化芸術の振興に取り組みます。

また、県庁内の横の連携を図りながら、観光や産業等様々な分野において文化芸術を活用した地域の振興にもつながる取り組みを進めます。

#### (3) 市町村

市町村は、住民に身近な自治体として、地域の文化芸術団体や学校などの関係機関等と連携しながら、住民が文化芸術に親しむ機会の提供を行うなど、地域の特性を活かした文化芸術を振興することが求められています。

### 3. ビジョンの対象範囲

ビジョンで対象とする範囲は、おおむね文化芸術基本法（文化芸術振興基本法が改正され、平成 29 年 6 月に公布、施行）が対象とする範囲と同様とします。（※下記参照）

また、「皿鉢料理」に代表される食文化や、「よさこい祭り」など高知を代表する祭りも対象としています。

【参考:文化芸術基本法で対象とする範囲】

第 8 条 芸術(文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊等)

第 9 条 メディア芸術(映画・漫画・アニメーション・コンピュータグラフィック等)

第 10 条 伝統芸能(雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊等)

第 11 条 芸能(講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱等)

第 12 条 生活文化(茶道・華道・書道・食文化等)

第 13 条 文化財等(有形及び無形の文化財)

第 14 条 地域における文化芸術(伝統芸能・民俗芸能等)の振興及びこれを通じた地域の振興

第 15 条 国際交流等の推進

### 4. 対象期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。

## 高知県の文化芸術を取り巻く現状

# 3

### 1. 文化芸術を取り巻く環境の変化

現在、日本全体において人口減少が進み、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足が深刻な課題となっています。また、昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況などからも、地域の文化芸術を支える基盤の弱まりが懸念されています。

そのような中、平成 24 年 6 月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」においては、劇場、音楽堂等の文化施設について、文化芸術を継承、創造及び発信する場であるとともに、地域の文化芸術活動の拠点として位置づけられ、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する役割が規定されました。

この法律の施行により、文化施設の機能の一層の充実が求められるとともに、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展につなげる機能への役割も期待されることとなりました。

また、平成 27 年 5 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」では、あらゆる人が創作活動や鑑賞体験を行うことができる機会の提供や、2020 年東京大会を契機とした文化プログラムの全国展開、また、文化芸術関係の新たな雇用や産業を現在よりも大幅に創出する、といった視点により、地域の文化や歴史等を活用した産業振興や地域の活性化といった、地方創生の起爆剤となるための重点戦略が盛り込まれました。

さらに、平成 27 年 7 月には、2020 年東京大会を契機とした文化芸術立国の実現に向けた「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」が示されました。

また、平成 29 年 6 月には、「文化芸術基本法」が施行されました。このことにより、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても、新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術のさらなる継承、発展創造に繋げていくことの重要性が明らかにされました。

社会的な環境としては、令和 2 年に、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大、社会経済活動や生活様式に大きな影響を及ぼし、文化芸術活動においても、大きな影響を与えています。

令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症の影響で 1 年延期された 2020 年東京大会が開催され、これを契機として、スポーツはもちろん文化交流など様々な分野での成果(レガシー)を未来につなげることが、今後求められます。

### 2. 本県における状況

#### (1) 高知県の自然や歴史から生まれた文化資源

高知県は温暖な気候と、黒潮が流れる太平洋と変化に富んだ海岸線、四万十川や仁淀川に代表される清流や、緑深い山々等の美しい自然に恵まれています。また、そうした自然から生まれた豊かな食材にも恵まれ、名酒の産地としても知られています。

こうした風土が、「いごっそう」「はちきん」と呼ばれる自由で豪快な気風や、大らかな中にも芯の通った気質と行動力に富む県民性を育んできました。

また、「皿鉢料理」に代表される郷土料理、宴席の風習などの「おきゃく文化」、変化を続けながら発展してきた「よさこい祭り」、平安の時代から脈々と引き継がれてきた「遍路文化」といった特徴ある文化が今に伝わっています。

さらには、横山隆一、やなせたかし等の著名な漫画家を多く輩出し、また、全国の高校生が参加するまんが甲子園を開催するなど、「まんが文化」も高知を代表する文化の一つです。

#### (2) 高知県の文化芸術活動の状況

県内では、文化芸術に関わる個人や団体等を主体として、様々な文化芸術活動が行われています。

伝統のある県展をはじめとした芸術作品等の展覧会や各種舞台の公演、作家による展示会やクラシック音楽等の演奏会、書道等の公募展などは、公立文化施設のほか、ギャラリー、カフェ、古民家等の場も活用して、県内各地で開催されています。また、各市町村においては、文化協会等が主体となって文化祭、芸能祭などが開催されています。

県では、県民が自主的に文化芸術活動を行った成果としての発表会や、県民に優れた芸術活動の鑑賞機会を提供する「高知県芸術祭」を昭和 26 年度から毎年開催しています。

また、県内各地の民間団体等が行う文化芸術活動を支援することで、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを推進するなど、芸術祭の充実も図っています。

さらには、多くの県民が優れた文化芸術を鑑賞できる機会を充実させるために、平成 29 年 3 月には高知城歴史博物館を開館したほか、平成 30 年度には坂本龍馬記念館をリニューアルし、新館が完成しました。こうした県立文化施設には指定管理者制度を導入し、専門性、効率性、サービスの向上を目指した運営を行っています。

また、令和 3 年度からは、本県の歩みを後世に残すため、新たな「高知県史」の編さん事業を開始し、今後 20 年間にわたり事業に取り組むこととしています。

### 3. 高知県県民世論調査の結果

#### (1) 高知県県民世論調査の実施

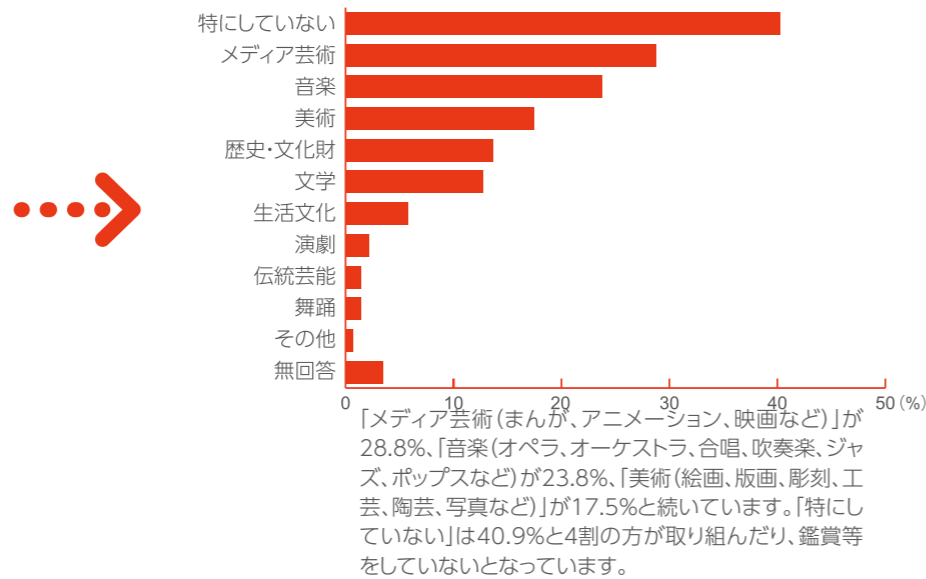
高知県文化芸術振興ビジョンでは、多岐にわたる文化芸術分野の現状や課題、具体的な施策について議論を重ね、県民一人ひとりの自由な取り組みを活発化するための内容や、県の文化振興につながる具体的な支援策などを盛り込むこととしました。そのため、県民の皆様の県政に対する関心やご意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とすることを目的とし、平成28年度に引き続き、令和2年度においても高知県県民世論調査を行い、文化芸術振興に関する意見や要望に関するニーズ調査を実施しました。

#### (2) 世論調査の調査項目及び結果

県民世論調査（調査票配布数3,000票、有効回収数1,734票（回収率57.8%））を実施した結果、県内の文化政策のさらなる充実を求める県民のニーズが明らかとなりました。なお、個別の調査項目と結果は次のとおりです。

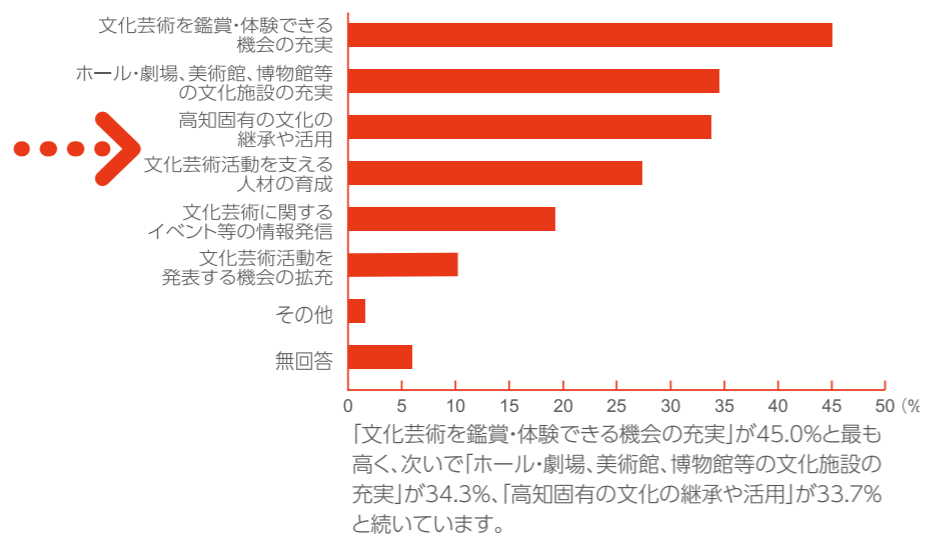
(当てはまるものすべてに○印)

日ごろどのような文化芸術活動に取り組んだり、鑑賞等をされていますか



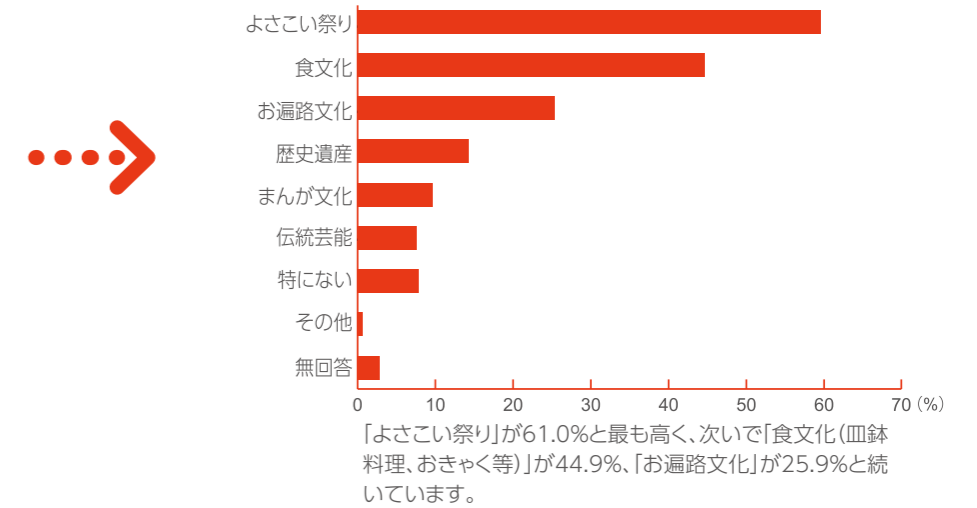
(2つまで○印)

文化芸術の振興について、特に力を入れるべきものは何ですか



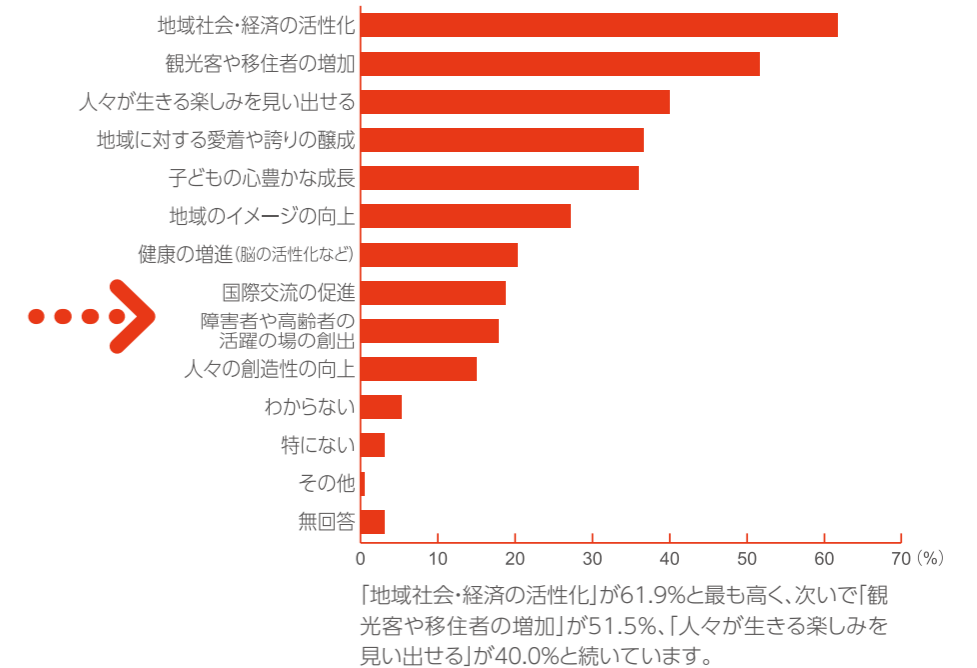
(2つまで○印)

今後、国内外に発信していきたい高知の文化芸術は何だと思いますか



(当てはまるものすべてに○印)

高知の文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することは何ですか



# 基本方針及び 施策の方向性

高知県文化芸術  
振興ビジョン

## 4つの基本方針

基本方針

1

文化芸術を通じた  
県民の心の豊かさの向上

1 文化芸術活動の創造  
と発信



2 民間団体主体の文化  
芸術活動への支援



基本方針

2

高知の固有の  
文化の継承及び活用

1 地域に伝わる文化財の  
保存と継承



2 地域固有の  
文化資源の活用



# CHAPTER 4

基本方針

3

県民一人ひとりの  
文化芸術への参加意識の向上

1 県民の参加意欲の  
促進



2 生涯にわたり楽しむ  
ことのできる環境づくり



3 デジタル技術の  
活用による文化芸術を  
身近にする環境づくり



基本方針

4

文化芸術を活用した  
地域の振興

1 観光や産業等の振興に  
つなげる文化芸術の活用



2 文化芸術の振興を担う  
人材の育成と連携



### 1. 基本方針の考え方

県民一人ひとりが自由に、主体的に文化芸術活動に親しみ、また取り組むことは、心豊かな生活を送ることにつながります。

より多くの県民が文化芸術に親しむことのできる環境づくりをはじめ、本県固有の文化芸術を将来に継承することや、その魅力を県内外に発信すること、また、新たな文化芸術を創造することで、文化芸術の振興はもとより、観光振興や産業振興、また地域の活性化にもつながると考えています。

本県が目指す基本理念に掲げる「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、県が取り組む4つの基本方針及び施策の方向性を定め、それに沿った具体的な施策を進めます。

基本理念

# 文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県



基本方針

1

# 文化芸術を通じた 県民の心の豊かさの向上

日常生活の中で文化芸術に親しみ、楽しむことは、日々の暮らしに潤いや安らぎを与えるとともに、豊かな感性や創造性を育むことにつながります。

また、様々な文化芸術における創作活動や成果発表を行うことは、生きがいや満足感を高めることにもつながります。文化芸術を通じて、県民が心豊かで充実した生活を送ることができるよう、文化芸術活動に親しむことのできる環境づくりに努め、県民の自主的な文化芸術活動が促進されるよう取り組みます。

## 1 文化芸術活動の創造と発信



多くの県民が、優れた文化芸術に触れることで感動を享受し、また、多様な文化芸術を創造することができるよう、文化芸術を鑑賞する機会や創造する機会の充実を図ります。

主な施策

### 高知県芸術祭の充実

- 優れた絵画や音楽などの文化芸術に親しむ機会の提供
- 地域で行われる文化芸術活動への支援の拡充
- 参加団体や鑑賞する県民の増加を図るための広報の充実

### 県立文化施設の利用促進

- 魅力的な展覧会や公演の開催
- 幼少期から文化芸術への関心を醸成する教育普及活動の充実

### 高知の文化芸術の情報収集及び発信

- 高知の文化を広く県内外へ発信し、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげる文化広報誌の発行
- 文化芸術の鑑賞、参加、創造につながるホームページの充実

## 2 民間団体主体の文化芸術活動への支援



団体や個人が行う文化芸術作品の創作や、表現活動をさらに活性化するために、文化芸術活動に対する支援を行うとともに、団体等が日頃の成果を発表する機会の充実を図ります。

また、文化芸術振興の功績に対する顕彰も行います。

主な施策

### 地域の文化芸術活動の振興

- 地域で行われる文化芸術活動への支援の拡充

### 文化振興にかかる功績への顕彰

- 高知県文化賞による顕彰
- 高知県文化環境功労者表彰による顕彰

### 団体や個人の発表の機会のさらなる創出

- 各地域における文化芸術の発表の場の拡充や発表の機会の充実
- 文化芸術団体への助成事業の充実

基本方針

2

# 高知の固有の文化の 継承及び活用

本県には、豊かな自然や歴史に育まれた固有の文化や、地域の人々の思いや努力により現在に引き継がれてきた、貴重な文化財等が数多くあります。

それらの文化財等の価値の維持と向上に努め、後世に伝えるとともに、その活用を図ることにより、地域に賑わいを生みだし、郷土への誇りと愛着を育みます。

平成30年には、文化財保護法が改正され、文化財をまちづくりに生かすつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進の強化について定められました。これを受けて、県では令和3年3月に文化財保存活用大綱を作成し、今後は、この大綱に基づき、基本的な方向性を明確にして、文化財の保存と活用に総合的に取り組んでいきます。

## 1 地域に伝わる文化財の保存と継承



県内各地に伝わる有形、無形の文化財や本県固有の食文化等を、将来にわたり地域の貴重な文化資源として引き継いでいくために、適切な保存活用など、必要な対策を講じます。

主な施策

### 文化財の保存及び活用に関する支援

- 文化財の調査、記録、研究を推進するための支援
- 文化財を適切に保存活用することを目的とした、文化財の所有者、管理団体又は市町村等への支援
- 重要文化財高知城及び史跡高知城跡の適切な保存を進め、県民の憩いの場として、また本県の中核的観光資源としての活用を図る
- 旧陸軍歩兵第44連隊跡地について、弾薬庫及び講堂の登録文化財への登録を図るとともに、公開に向けた施設の整備を行う
- 自然災害の発生時に早急な対応を行うための文化財レスキュー体制の充実

### 高知の食文化の伝承

- 土佐の料理伝承人による伝承講座やイベント等による伝統的郷土料理の伝承、新たな発想と視点による新郷土料理などの創造、高知の食文化の県内外への発信

### 地域歴史文化の支援

- 県内の文化施設への支援や地域での人材育成を通じて、県内各地の文化活動の資質向上を図る

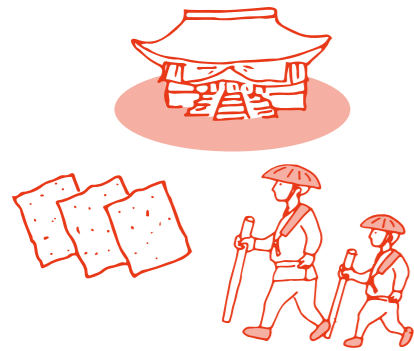
### 県史編さん事業

- 歴史資料の散逸を防止するための本県資料の悉皆的な調査
- 本県の歴史研究を担う人材育成につなげる編さん体制の構築
- 郷土の歴史への関心を高めていただくための広報啓発の実施

## 2 地域固有の文化資源の活用

指定文化財をはじめ、歴史的な建物や町並み、地域固有の伝統芸能などがさらに活用されるように、これらの魅力を広く発信し、県内外の多くの方が触れることのできる取り組みを進めます。

### 主な施策



郷土芸能の保存と伝承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土芸能の保存と伝承につなげる郷土芸能大会の開催</li> <li>● 県内外の催しへの活動団体の派遣</li> <li>● 地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために、市町村が行う地域文化財保存伝承活動事業への補助</li> <li>● 地域で文化芸術を担い、支援するための人材育成講座の開催</li> </ul>
伝統的工芸品産業等の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高知国際版画トリエンナーレ展への支援</li> <li>● 伝統的工芸品産業等の後継者育成への支援</li> </ul>
遍路文化の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「四国遍路」の世界遺産登録の推進</li> <li>● 日本遺産としての四国遍路の整備・活用及び国内外への発信等による地域活性化</li> </ul>
高知の文化芸術の情報収集及び発信(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高知の文化を広く県内外へ発信し、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげる文化広報誌の発行</li> <li>● 文化芸術の鑑賞、参加、創造につながるホームページの充実</li> </ul>
かつお・まぐろ漁業の多角的価値の評価の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門家の意見等も踏まえたかつお・まぐろ漁業の文化的価値を含む多角的な価値の評価の実施</li> </ul>

## 基本方針

# 3

## 県民一人ひとりの文化芸術への参加意識の向上

多くの県民が文化芸術に参加することは、人と人との交流の輪を広げ、県全体の文化芸術の活力を高めることにつながります。

県民の文化芸術に関する関心や理解をさらに深める取り組みを通じて、一人ひとりの文化芸術への参加意識の醸成に努めます。

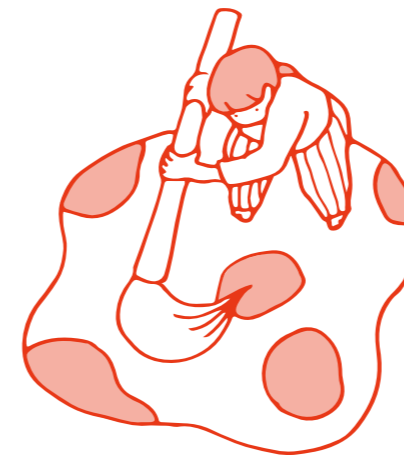
平成30年6月に制定された、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を受けて、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる機会の促進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術に親しむ機会は減少しています。今後このような状況でも、感染対策の徹底だけでなく、デジタル技術等の活用や、開催方法を工夫することにより、県民が文化芸術に親しむ機会の確保に努めます。

### 1 県民の参加意欲の促進

文化芸術への関心を高め、多くの県民が文化芸術活動に参加することができるよう、子どものころから親しむ機会の提供や、文化芸術に関する広報の充実に取り組みます。

#### 主な施策



幼少期から文化芸術に触れる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを対象とした、芸術作品や郷土芸能などに親しみ、体験することのできる県立文化施設の教育普及活動の充実</li> </ul>
児童生徒の文化芸術活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高知県教育文化祭の開催への支援</li> <li>● 高知県高等学校総合文化祭の開催への支援</li> </ul>
高知の文化芸術の情報収集及び発信(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高知の文化を広く県内外へ発信し、交流人口の拡大及び地域の活性化につなげる文化広報誌の発行</li> <li>● 文化芸術の鑑賞、参加、創造につながるホームページの充実</li> </ul>
団体や個人の発表機会のさらなる創出(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地域における文化芸術の発表の場の拡充</li> <li>● 多くの人が集まる場での文化芸術活動の成果を発表する機会の拡充</li> </ul>

### 2 生涯にわたり楽しむことのできる環境づくり

多くの県民に芸術鑑賞の面白さや、地域の文化を学ぶ喜び、また、創作や表現の楽しさを感じてもらうために、県内各地で学びの場を充実させていきます。

#### 主な施策



文化芸術の学びの場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化施設や公民館等での講座の開催</li> </ul>
高齢者、障害者の文化芸術活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者の創作活動の発表の場の提供</li> <li>● 障害者を対象とした文化芸術活動への支援</li> <li>● 障害者の支援者への講習及び相談窓口の設置等</li> </ul>



基本方針

4

文化芸術を活用した地域の振興

現在、県内各地域で行われている様々な文化芸術活動や、各地に残る歴史的な遺産などは、本県の貴重な文化資源です。そうした文化資源を活用して、観光振興や産業振興、地域の活性化につながる取り組みを進めます。

3 デジタル技術の活用による文化芸術を身近にする環境づくり



多くの県民の皆様にも場所を問わず文化芸術に触れていただけるよう、デジタル技術を活用し、動画の配信やwebを活用した講座の実施、SNSを活用した情報発信など、取り組みを充実させます。

主な施策

**デジタル技術やメディア等の効果的な活用** ● 文化施設に向くことが困難な場合、インターネットの動画等により文化芸術を楽しむことができる取り組みの推進

**図書館資料電子化業務** ● 県立図書館が所蔵する絵図・古文書等の貴重な郷土資料の保存と活用を目的とした資料のデジタル化

**「まんが王国・土佐」の推進** ● 「まんが甲子園」等のオンライン配信

1 観光や産業等の振興につながる文化芸術の活用



様々な文化芸術活動を通じた交流人口の拡大により、観光振興や産業振興につなげるために、特色ある本県の文化芸術の磨き上げや魅力の発信、新たな文化芸術の創造などの取り組みを進めます。

主な施策

**文化芸術を活用した観光振興**

- 県内の文化施設と提携した「龍馬パスポート」の発行
- 歴史資源を活用したキャンペーン等の開催
- 歴史観光資源の発掘、磨き上げ等への支援
- 観光ガイドに文化資源の理解を深めてもらうための研修の開催

**高知の文化の国内外への発信**

- 県立施設ホームページからの情報発信
- 文化広報誌の発行による高知の文化の情報発信
- よさこいを活用した情報発信
- 外国人向け観光情報サイト「VISIT KOCHI JAPAN」の運営
- 県立文化施設のパンフレット及び案内等の多言語化

**「まんが王国・土佐」の推進**

- 「まんが甲子園」「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐」等の開催などによる「まんが王国・土佐」のブランド化の推進
- 小中高等学校を対象としたまんが教室の開催
- まんが王国・土佐情報発信拠点「高知まんがBASE」の魅力の発信（まんが塾の開催含む）

**地域の文化芸術活動の振興（再掲）**

- 地域で行われる文化芸術活動への支援の拡充

**多様な文化人との交流機会の創出**

- カーニバル00 in 高知をきっかけに生まれた様々な分野で活躍する文化人材とのつながりを産業振興や、地域振興に活かす

**文化芸術を産業振興や、観光振興に生かせる人材の育成**

- 地域で文化芸術を担い、支援するための人材育成講座の開催

2 文化芸術の振興を担う人材の育成と連携



文化芸術の力を活用して地域を活性化するために、地域の活動を牽引する人材の育成や、歴史研究を担う人材の育成、伝統的工芸産業等の後継者育成への支援なども含め、文化芸術に関わる団体や個人と大学等との連携をさらに進めます。

主な施策

**文化芸術を担う人材の育成**

- 地域で文化芸術を担い、支援するための人材育成講座の開催

**歴史人材の育成**

- 歴史資料の調査等、本県の歴史研究を担う人材の育成

**伝統的工芸品産業等の振興（再掲）**

- 伝統的工芸品産業等の後継者育成への支援（再掲）

**多様な主体によるネットワークの構築**

- 県内の大学や専門学校等との連携による、地域の文化芸術活動の充実
- 地域の文化芸術活動における、自治会や関係団体等への参加協力依頼

# 文化芸術振興の推進体制

# CHAPTER 5

## 1.文化芸術振興組織(アーツカウンシル)の充実

ビジョンの基本理念である「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」を実現するためには、県民一人ひとりの自由でかつ主体的な文化芸術活動が活発に行われることが基礎となります。

本ビジョンに掲げた、団体や個人の活動等を支援する様々な施策を着実に実行していくためには、これまでの体制を強化し、文化芸術に関する専門性をさらに向上させることが必要となります。

このため、文化芸術団体等への効果的な支援や、文化芸術に関わる人材の育成、魅力ある文化プログラムの創造を推進するために、平成29年度から、文化施策に関する高い専門性を有した文化芸術振興組織(アーツカウンシル)を設置しています。今後は、このアーツカウンシルについて、その役割がより果たせるように、機能の充実を図ります。

## 2.ビジョンの進捗管理

本ビジョンの内容については、毎年度検証を行い、適宜見直しを行います。

具体的には、施策ごとの目標を設定した年次計画となる行動計画を別に定め、進捗管理を行い、外部の有識者による評価を行った上で、PDCAサイクルによる施策の見直しを行います。



- 1 第44回全国高等学校総合文化祭(2020 こうち総文)
- 2 高知県を代表する祭りのひとつ・よさこい祭り
- 3 高知県を代表する食文化のひとつ・血鉢料理  
写真提供：(公財)高知県観光コンベンション協会
- 4 国指定重要無形民俗文化財・土佐の神楽(池川神楽)〔「高知城・秋のお城まつり」での演舞〕
- 5 平成28年度第66回高知県芸術祭オープニングイベント(日露交歓コンサート2016)
- 6 全国高等学校漫画選手権大会(まんが甲子園)
- 7 高知県立高知城歴史博物館(平成29年3月4日開館)
- 8 遍路文化(第28番札所大日寺)
- 9 高知県立坂本龍馬記念館(平成30年4月リニューアルオープン)
- 10 県立文化施設での普及事業(高知県立美術館)



- 1 県内 文化施設一覧
- 2 県内 指定文化財一覧
- 3 県内 伝統的工芸品・  
伝統的特産品
- 4 土佐の郷土料理
- 5 用語解説
- 6 高知県文化芸術振興ビジョン  
審議委員及び専門アドバイザー  
名簿・設置要綱
- 7 高知県文化芸術振興ビジョン  
評価委員名簿・設置要綱
- 8 文化芸術基本法





ホール・文化会館等

No	施設名	郵便番号	住所	電話番号	客席数
1	高知県立県民文化ホール	〒780-0870	高知市本町4丁目3-30	088-824-5321	大1,507席 / 小500席
2	高知県立美術館ホール	〒781-8123	高知市高須353-2	088-866-8000	399席
3	高知県立ふくし交流プラザ	〒780-8065	高知市朝倉戊375-1	088-844-9007	504席
4	高知市文化プラザかるぼーと	〒780-0832	高知市九反田2-1	088-883-5011	大1,085席 / 小200席
5	高知市三里文化会館	〒781-0112	高知市仁井田1652-1	088-847-7855	300席
6	高知市春野文化ホールピアステージ	〒781-0304	高知市春野町西分340	088-894-6767	456席
7	室戸市保健福祉センターやすらぎ	〒781-7109	室戸市鎮家87	0887-22-3100	530席
8	安芸市民会館	〒784-0001	安芸市矢ノ丸3丁目12	0887-35-3822	641席
9	南国市地域交流センター(4月開館予定)	〒783-0004	南国市大埦甲2117番地	088-878-6070	500席
10	土佐市複合文化施設「つな〜で」	〒781-1102	土佐市高岡町乙3451-1	088-852-2111	632席
11	須崎市立市民文化会館	〒785-0003	須崎市新町2丁目7-15	0889-43-2911	964席
12	宿毛市総合社会福祉センター	〒788-0012	宿毛市高砂4-56	0880-65-7665	848席
13	土佐清水市立市民文化会館	〒787-0323	土佐清水市寿町11-1	0880-82-3300	864席
14	四万十市立文化センター	〒787-0002	四万十市中村桜町2-1	0880-35-4887	776席(固定744席)
15	西土佐ふれあいホール	〒787-1603	四万十市西土佐用井1101-1	0880-52-2312	681席
16	香南市のいちふれあいセンターサンホール	〒781-5232	香南市野市町西野534-1	0887-56-1056	521席
17	香南市夜須中央公民館 マリンホール	〒781-5601	香南市夜須町坪井219	0887-54-2121	610席
18	香南市天然色劇場	〒781-5241	香南市吉川町吉原1843-1	0887-57-7520	3500席
19	弁天座	〒781-5310	香南市赤岡町795	0887-57-3060	250～270席
20	田野町ふれあいセンター	〒784-6410	安芸郡田野町1456-42	0887-38-2511	350席
21	安田町文化センター	〒781-6423	安芸郡安田町大字西島40-2	0887-38-5711	200席
22	本山町プラチナセンター	〒781-3601	長岡郡本山町本山569-1	0887-76-2084	407席
23	大豊町農工センター文化ホール	〒789-0312	長岡郡大豊町高須231	0887-72-0458	200席
24	大豊町総合ふれあいセンター多目的ホール	〒789-0250	長岡郡大豊町黒石345-7	0887-73-0811	200席
25	土佐町農村環境改善センター	〒781-3521	土佐郡土佐町田井1488-1	0887-82-0086	216席
26	佐川町立桜座	〒789-1201	高岡郡佐川町甲346-1	0889-22-7878	400席
27	窪川四万十会館	〒786-0011	高岡郡四万十町香月が丘1434-1	0880-22-4777	503席
28	四万十町コンベンションホール 大正きらら	〒786-0301	高岡郡四万十町大正200-1	0880-27-1050	500席

博物館・美術館等

No	博物館名	郵便番号	住所	電話番号
1	高知県立高知城歴史博物館	〒780-0842	高知市追手筋2-7-5	088-871-1600
2	高知県立坂本龍馬記念館	〒781-0262	高知市浦戸城山830	088-841-0001
3	高知県立美術館	〒781-8123	高知市高須353-2	088-866-8000
4	高知県立文学館	〒780-0850	高知市丸ノ内1-1-20	088-822-0231
5	高知県立牧野植物園	〒781-8125	高知市五台山4200-6	088-882-2601
6	高知県立歴史民俗資料館	〒783-0044	南国市岡豊町八幡1099-1	088-862-2211
7	高知県立公文書館	〒780-0850	高知市丸ノ内1-1-10	088-856-5024
8	高知城懐徳館	〒780-0850	高知市丸ノ内1-2-1	088-824-5701
9	高知市立龍馬の生まれたまち記念館	〒780-0901	高知市上町2丁目6-33	088-820-1115
10	高知市立自由民権記念館	〒781-8010	高知市棧橋通4-14-3	088-831-3336
11	高知市春野郷土資料館	〒781-0304	高知市春野町西分340	088-894-2805
12	高知市大津民具館	〒781-5103	高知市大津乙97-6	088-832-7277
13	高知市介良民具館	〒781-5104	高知市介良2517-1	088-832-7277
14	安芸市立書道美術館	〒784-0042	安芸市土居953イ	0887-34-1613
15	安芸市立歴史民俗資料館	〒784-0042	安芸市土居953イ	0887-34-3706
16	宿毛市立宿毛歴史館	〒788-0001	宿毛市中央2-7-14	0880-63-5496
17	四万十市立郷土資料館	〒787-0000	四万十市中村2356	0880-35-4096
18	香南市文化財センター	〒781-5453	香南市香我美町山北1553-1	0887-54-2296
19	絵金蔵	〒781-5310	香南市赤岡町538	0887-57-7117
20	香美市立やなせたかし記念館 アンパンマンミュージアム&詩とメルヘン絵本館	〒781-4212	香美市香北町美良布1224-2	0887-59-2300
21	香美市立美術館	〒782-0041	香美市土佐山田町262-1(プラザ八王子内)	0887-53-5110
22	香美市立吉井勇記念館	〒781-4247	香美市香北町猪野々514	0887-58-2220
23	岡御殿	〒781-6410	安芸郡田野町2147-1	0887-38-3385
24	中岡慎太郎館	〒781-6449	安芸郡北川村柏木140	0887-38-8600
25	馬路村郷土館	〒781-6201	安芸郡馬路村大字馬路字長瀬3564-1	0887-44-2216(馬路村教育委員会)
26	芸西村文化資料館	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2400
27	芸西村筒井美術館	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2400
28	本山町立大原富枝文学館	〒781-3601	長岡郡本山町本山568-2	0887-76-2837
29	土佐町民具資料館	〒781-3401	土佐郡土佐町土居473(土佐町郷土学習センター内)	0887-82-1600
30	土佐和紙伝統産業会館 いの町紙の博物館	〒781-2103	吾川郡いの町幸町110-1	088-893-0886
31	仁淀歴史民俗資料室	〒781-1802	吾川郡仁淀川町高瀬3869(仁淀川町宿泊施設 秋葉の宿内)	0889-32-2771
32	池川資料室	〒781-1606	吾川郡仁淀川町土居甲916-3	0889-34-2480(池川教育事務所)
33	吾川資料室	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎460-1	0889-35-0019(仁淀川町教育委員会)
34	四万十民俗館	〒789-1401	高岡郡中土佐町大野見吉野9	0889-57-2023
35	中土佐町立美術館	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼6584-1	0889-52-4444
36	佐川町立青山文庫	〒780-1201	高岡郡佐川町甲1453-1	0889-22-0348
37	越知町立横倉山自然の森博物館	〒781-1303	高岡郡越知町越知丙737-12	0889-26-1060
38	構原町歴史民俗資料館	〒785-0610	高岡郡構原町構原1428-1	0889-65-1350(構原町教育委員会)
39	日高村産業郷土資料館	〒781-2152	高岡郡日高村沖名1619-1	0889-24-5115(日高村教育委員会)
40	津野町郷土資料館	〒785-0201	高岡郡津野町永野468	0889-62-2258(津野町教育委員会)
41	四万十町郷土資料館	〒786-0301	高岡郡四万十町大正32-1	0880-27-0131
42	四万十町立美術館	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串町9-20	0880-22-5000
43	上林岬文学館	〒789-1931	幡多郡黒潮町入野6931-3(大方あかつき館内)	0880-43-2110

国指定 国宝・重要文化財《建造物》

種別	名称	指定年月日	所在地
建造物	豊楽寺薬師堂(国宝)	S27.11.22 [重文:M37.8.29]	長岡郡大豊町
	土佐神社本殿、幣殿及び拝殿	M37.8.29	高知市一宮
	土佐神社鼓楼	S9.1.30	高知市一宮
	土佐神社楼門	S57.2.16	高知市一宮
	竹林寺本堂	M37.8.29	高知市五台山
	竹林寺書院	H28.2.9	高知市五台山
	高知城	S9.1.30	高知市丸ノ内
	朝倉神社本殿	S24.2.18	高知市朝倉
	旧関川家住宅	S49.2.5/ (H4.8.10 追加指定)	高知市一宮
	旧山内家下屋敷長屋	S54.2.3	高知市鷹匠町
	国分寺金堂	M37.8.29	南国市国分
	鳴無神社社殿	S28.3.31	須崎市浦ノ内
	吉福家住宅	H11.5.13	土佐清水市松尾
	不破八幡宮本殿	S38.7.1	四万十市不破
	安岡家住宅	H17.7.22	香南市香我美町山北
	旧魚梁瀬森林鉄道施設	H21.6.30	安芸郡 安田町・馬路村・北川村・田野町・奈半利町
	金林寺薬師堂	H14.5.23	安芸郡馬路村
	旧立川番所書院	S49.2.5	長岡郡大豊町
	山中家住宅	S47.5.15	吾川郡いの町
	竹村家住宅	H19.12.4	高岡郡佐川町
	旧竹内家住宅	S47.5.15	高岡郡四万十町

国指定 国宝・重要文化財《美術工芸品》

種別	名称	指定年月日	所在地	
絵画	絹本着色普賢延命像	S43.4.25	高知県立歴史民俗資料館	
	絹本着色長宗我部元親像	S43.4.25	高知県立歴史民俗資料館	
	木造阿弥陀如来坐像	M44.4.17	高知市洞ヶ島町 安楽寺	
	木造毘沙門天及び脇侍立像	M44.4.17	高知市長浜 雪隠寺	
	木造薬師如来及び両脇侍像(附木造十二神将立像)	M44.4.17	高知市長浜 雪隠寺	
	木造阿弥陀如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造阿弥陀如来立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造大威徳明王像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造十一面観音立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造釈迦如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造勢至菩薩立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造文殊菩薩及び侍者像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造増長天立像・木造多聞天立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造愛染明王坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造千手観音立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造薬師如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
	木造白衣観音立像	M44.8.9	高知市五台山 竹林寺	
	木造馬頭観音立像	M44.8.9	高知市五台山 竹林寺	
	木造大日如来坐像	T2.8.20	高知市五台山 竹林寺	
	木造地藏菩薩坐像	M44.8.9	高知市吸江 吸江寺	
	木造不動明王坐像	M44.8.9	高知市宗安寺 宗安寺	
	木造持国天立像・増長天立像	M44.8.9	高知市宗安寺 宗安寺	
	木造薬師如来坐像	T2.8.20	高知市春野町秋山 種間寺	
	木造薬師如来坐像	M44.8.9	室戸市室戸岬町 最御崎寺	
	木造月光菩薩立像	M44.8.9	室戸市室戸岬町 最御崎寺	
	彫刻	石造如意輪観音半跏像	T2.8.20	室戸市室戸岬町 最御崎寺
		木造阿弥陀如来坐像	M44.8.9	室戸市元 金剛頂寺
		板彫真言八祖像	T3.4.17	室戸市元 金剛頂寺
銅造観音菩薩立像		S32.2.19	室戸市元 金剛頂寺	
木造聖観音立像		T7.4.8	安芸市本町 妙山寺	
木造金剛力士立像		M44.4.17	南国市十市 禪師峰寺	
木造薬師如来立像		M44.4.17	南国市国分 国分寺	
木造薬師如来立像		T2.8.20	南国市国分 国分寺	
木造愛染明王坐像		M44.4.17	土佐市宇佐町竜 青龍寺	
木造薬師如来立像		M44.8.9	土佐市高岡町 清滝寺	
木造海峯性公坐像		T5.8.17	四万十市右山 太平寺	
木造泉蔵覺雲坐像		T5.8.17	四万十市右山 太平寺	
木造大日如来坐像(金剛界)		M44.8.9	香南市香我美町山北 恵日寺	
木造大日如来坐像(胎藏界)		M44.8.9	香南市香我美町山北 恵日寺	
木造十一面観音立像		M44.8.9	香南市香我美町山北 恵日寺	
木造聖観音立像		M44.8.9	香南市野市町町代寺 大日寺	
木造大日如来坐像		M44.8.9	香南市野市町町代寺 大日寺	
木造持国天立像・木造増長天立像		M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
木造菩薩形立像		M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
木造釈迦如来立像		M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
木造薬師如来坐像		M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
木造不動明王立像・木造毘沙門天立像		T7.4.8	安芸郡馬路村 金林寺	
木造薬師如来坐像		M44.4.17	長岡郡大豊町 豊楽寺	
木造阿弥陀如来坐像		M44.4.17	長岡郡大豊町 豊楽寺	
木造薬師如来及び両脇侍像/木造二天王立像		M44.4.17/ (H22.6.29 追加指定)	長岡郡大豊町 豊楽寺	
木造菩薩坐像		H22.6.29	吾川郡仁淀川町 養花院	
木造薬師如来及び両脇侍像		T5.8.17	高岡郡佐川町 大乘院	
木造菩薩面		S32.2.19	高岡郡日高村 小村神社	

## 国指定 国宝・重要文化財《美術工芸品》

種別	名称	指定年月日	所在地
工芸品	金銅荘環頭大刀拵大刀身【国宝】	S33. 2. 8 [重文：S31. 6.28]	高岡郡日高村 小村神社
	太刀 銘国時 附糸巻太刀拵	T 6. 4. 5	高知県立高知城歴史博物館
	太刀 銘康光 附錦包太刀拵	T10. 4.30	高知県立高知城歴史博物館
	銅鐘	M44. 8. 9	室戸市元 金剛頂寺
	金銅密教法具	S31. 6.28	室戸市元 金剛頂寺
	金銅旅壇具	S31. 6.28	室戸市元 金剛頂寺
	漆塗台盤	H元. 6.12	室戸市室戸岬町 最御崎寺
	梵鐘	S31. 6.28	南国市国分 国分寺
	太刀 銘 備前國長船兼光／文和四年乙酉十二月日	S25. 8.29	高知県立高知城歴史博物館
	太刀 銘 備前國長船兼光／建武三年丙子十二月日	S11. 5.6	高知県立高知城歴史博物館
	梵鐘	S31. 6.28	土佐市宇佐町宇佐 正念寺
	銅鐘	S16. 7. 3	宿毛市平田町中山 延光寺
	八角形漆塗神輿	S31. 6.28	吾川郡いの町 椋本神社
	書跡	古今和歌集卷第廿（高野切本）【国宝】	S26. 6. 9
典籍	大毘盧遮那経・金剛頂経	S43. 4.25	室戸市元 金剛頂寺
古文書	長曾我部地検帳	S46. 6.22	高知県立高知城歴史博物館
考古資料	銅剣	H12. 6.27	高知県立歴史民俗資料館

## 国指定 重要有形民俗文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
重有民	浜田の泊屋	S32. 6. 3	宿毛市山奈町芳奈
	土佐豊永郷及び周辺地域の山村生産用具	S57. 4.21	長岡郡大豊町
	八代の舞台	S51. 8.23	吾川郡いの町
	高野の舞台	S52. 6.14	高岡郡津野町

## 国指定 重要無形民俗文化財

種別	名称	指定年月日	所在地
重無民	吉良川の御田祭	S52. 5.17	室戸市吉良川町
	土佐の神楽	S55. 1.28	香美市、長岡郡大豊町、吾川郡いの町・仁淀川町、高岡郡構原町・津野町・四万十町

## 国指定 史跡

種別	名称	指定年月日	所在地
史跡	武市半平太旧宅及び墓	S11. 9. 3	高知市仁井田
	高知城跡	S34. 6.18 (H19.7.26、H21.7.23、H26.3.18 追加指定)	高知市丸ノ内
	土佐藩主山内家墓所	H28.3.1	高知市筆山町
	土佐瀧路道（竹林寺道 禪師峰寺道 清瀧寺境内 青龍寺道 観自在寺道）	H28.10.3 (R3.3.26、R3.10.11 追加指定)	高知市五台山、土佐市高岡町・塚地、宿毛市大深浦
	土佐国分寺跡	T11.10.12	南国市国分
	比江庚寺塔跡	S 9. 1.22	南国市比江
	岡豊城跡	H20. 7.28	南国市岡豊町八幡
	土佐藩砲台跡	S19.11.13	須崎市中町
	宿毛貝塚	S32. 7.27	宿毛市貝塚
	谷重遠墓	S19.11.13	香美市土佐山田町前山
	龍河洞	S 9.12.28	香美市土佐山田町逆川
	不動岩屋洞窟	S53.12.19	高岡郡佐川町

## 国指定 名勝

種別	名称	指定年月日	所在地
名勝	竹林寺庭園	H16. 9.10	高知市五台山 竹林寺
	室戸岬	S 3. 6.27	室戸市室戸岬町
	入野松原	S 3. 2.17	幡多郡黒潮町

## 国指定 特別天然記念物

種別	名称	指定年月日	所在地
特別天然記念物	高知市のミカドアゲハ及びその生息地	S27. 3.29 [天記：S18.8.24]	高知市天神町・筆山町・塩屋崎町
	杉の大スギ	S27. 3.29 [天記：T13.12.9]	長岡郡大豊町
	土佐のオナガドリ	S27. 3.29 [天記：T12.3.7]	地域を定めず指定
	カモシカ	S30. 2.15 [天記：S9.5.1]	地域を定めず指定
	カワウソ	S40. 5.12 [天記：S39.6.27]	地域を定めず指定

## 国指定 天然記念物

種別	名称	指定年月日	所在地
天然記念物	室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落	S 3. 3.24	室戸市室戸岬町
	伊尾木洞のシダ群落	T15.10.20	安芸市伊尾木
	甲原松尾山のタチバナ群落	H20. 3.28	土佐市甲原
	五色ノ浜の横浪メランジュ	H23. 2. 7	土佐市宇佐町竜
	大谷のクス	T13.12. 9	須崎市大谷
	松尾のアコウ自生地	T10. 3. 3	土佐清水市松尾
	千尋岬の化石遺痕	S28.11.14	土佐清水市三崎
	唐船島の隆起海岸	S28.11.14	土佐清水市浦尻
	八束のクサマルハチ自生地	S 3. 1.31	四万十市山路
	天神の大杉	S18. 2.19	香南市香我美町上分
	龍河洞	S 9.12.28	香美市土佐山田町逆川
	三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコムツツジ群落	H 6. 9. 1	香美市物部町
	平石の乳イチョウ	S 3. 1.18	土佐郡土佐町
	大引割・小引割	S61. 2.25	吾川郡仁淀川町・高岡郡津野町
	仁井田のヒロハチシャノキ	S18. 8.24	高岡郡四万十町
	小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	H23. 2. 7	高岡郡四万十町
	東天紅鷄	S11. 9. 3	地域を定めず指定
	土佐犬	S12. 6.15	地域を定めず指定
	鶏矮鷄	S12. 6.15	地域を定めず指定
	養曳矮鷄	S12. 6.15	地域を定めず指定
	地鷄	S16. 1.27	地域を定めず指定
	軍鷄	S16. 8. 1	地域を定めず指定
	ヤマネ	S50. 6.26	地域を定めず指定

## 国選定 重要文化的景観

種別	名称	選定年月日	所在地
重文景	四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	H21. 2.12	四万十市
	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	H21. 2.12 (H23. 2. 7 追加選定)	高岡郡中土佐町
	久礼の港と漁師町の景観	H23. 2. 7	高岡郡中土佐町
	四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	H21. 2.12	高岡郡構原町
	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	H21. 2.12 (H24. 1.24 追加選定)	高岡郡津野町
	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	H21. 2.12 (H23. 9.21 追加選定)	高岡郡四万十町

## 国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種別	名称	選定年月日	所在地
重伝建（在郷町）	室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区	H 9.10.31	室戸市吉良川町
重伝建（武家町）	安芸市土居郡中伝統的建造物群保存地区	H24. 7. 9	安芸市土居

## 国選定 選定保存技術

種別	名称	選定年月日	所在地
選保	表具用手漉和紙（補修紙）製作	H19. 9. 6	土佐市市野々（個人）
	手漉和紙用具製作	S51. 5. 4	吾川郡いの町 全国手漉和紙用具制作技術保存会

## 日本遺産

種別	名称	認定年度	申請者
認定	「四国瀧路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～	平成 27 年度	四国 4 県（57 市町村）
	森林鉄道から日本一のゆずロードへ ～ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文～	平成 29 年度	安芸郡奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村

高知県指定文化財については、高知県教育委員会文化財課のホームページをご覧ください。

（令和 4 年 4 月からは高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課になります）

<http://www.kochinet.ed.jp/bunkazai/bunka-list.htm>



## 高知県内の伝統的工芸品 ※1



## 土佐和紙

土佐市、いの町等

土佐和紙は一千年余の歴史を誇り、現在でもその種類の豊富さと品質の良さから、書道用紙はもとより絵画・版画・印刷用紙や手工芸用紙など幅広く利用されています。また、美術品や文化財の修復用紙としても高い評価を得ており、世界中で使われています。



## 土佐打刃物

香美市、南国市、須崎市、香南市等

打刃物の歴史は天正後期（1590年代）長宗我部時代からと言われています。刀鍛冶から伝承されてきた技術により、鎌、鉈、鋸などの製造を中心に発達してきました。包丁類の評価も高く、全国有数の刃物の産地として知られています。

## 高知県内の伝統的特産品 ※2



## 土佐古代塗

高知市

明治初期から伝わり、他県に類を見ない高知独特の漆器です。ザラ地といわれる鮫肌様の地肌、錆地で盛り上げた文様で加飾を施しています。その堅牢さとどっしりとしたたたずまいで、長く県民に愛好されている優雅さの中にも気品漂う工芸品です。



## 宝石珊瑚

高知市、宿毛市等

文化9年（1812年）、室戸沖で漁師が珊瑚を釣り上げたのが日本の珊瑚史の始まりと言われています。それ以降、高知県は珊瑚産出県としての地位を確立し、一部は海外にも輸出しています。珊瑚独特の神秘的な色調を持った加工品は、装飾品や美術工芸品から壁画まで幅広い分野に使われています。



## 尾戸焼・能茶山焼

高知市

尾戸焼は、内原野焼と並んで土佐を代表する陶芸です。尾戸焼は土佐藩のお庭焼として始まり、文政3年（1820年）頃には高知城の北、尾戸（現在の小津町）から能茶山に移窯されました。現在でも、尾戸焼・能茶山焼として、茶器などの芸術的価値の高いものから生活雑貨まで幅広く作られています。



## 土佐備長炭

室戸市、東洋町

高知県の東部には、ウバメガシやカシが群生し、この原木を利用した土佐備長炭の生産が行われています。備長炭は低温で長時間燃焼し、煙が出ないことからウナギなどの料理店では欠かせない燃料となっています。



## 安芸國鬼瓦

安芸市

安芸瓦は歴史と伝統に裏付けられた風格ある瓦として知られています。その無駄のない簡素な形や耐久性から、耐震、耐風瓦の名で全国的に定評があり、神社仏閣から一般家庭まで広く普及しています。県内の瓦づくりは数こそ少なくなりましたが、藩政時代から今もなお、東部地域で多く生産され続けています。



## 内原野焼

安芸市

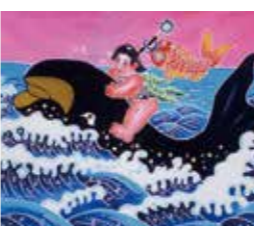
内原野焼は尾戸焼とならんで高知を代表する陶芸です。内原野焼は文政12年（1829年）頃に窯が開かれ、徳利、すり鉢などの日用品を中心に焼かれていました。素朴で、重厚な風合いが特徴です。



## まんじゅう笠

芸西村

竹の子の皮をかぶせた頂が丸くて浅い、まんじゅうの形を思わせるような晴雨兼用のかぶり笠です。江戸時代以前から芸西村の和食地区で三種類の竹を使って作られていました。



## フラフ・のぼり

香南市、香美市

子ども達の健やかな成長を願って作られるようになったフラフは、高知では五月の節句の時期には欠かせないものです。近年では、よさこい祭りに用いられ、大きなフラフが豪快にたなびき、よさこい祭りを華やかに盛り上げます。



## 土佐凧

香南市

土佐凧は土佐手漕き和紙を使い、正方形の角を立てた形をしています。力強い墨線に魔よけの赤を基調にした華やかな色彩で、1枚1枚手書きで描かれており、インテリアとしても愛好されています。



## 虎斑竹細工

須崎市

高知県は良質の竹材の産出県であり、竹を活かす伝統や加工技術は途切れることなく引き継がれています。身近な生活道具からインテリア小物まで幅広く利用されています。



## 土佐硯

三原村

良質の黒色粘板岩から作られる土佐硯は自然の風合と黒の発色に定評があり、運筆の微妙な変化も表現できると高い評価を受けています。

※1 「伝統的工芸品」は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、国が指定するもので、現在、全国で236品目が指定されています。100年以上の歴史を誇り、永い間、地域の産業として根付いてきた高知を代表するものです。

※2 高知県では、地域で受け継がれてきた全国に誇りうる伝統的特産品を、「高知県伝統的特産品」として認定する制度を設け、現在11品目を認定しています。50年以上の歴史があり、高知独自の技法が光るものばかりです。



## 土佐の郷土料理



### 1. いもの茎の炒め煮

高知県では、さつまいもやかぼちゃの茎を食べる食文化があります。「いもの茎」料理といった場合は、一般的にさつまいもの茎を使います。茎を食べるようになったのは、高知県の気候が関係しており、高温多湿の夏期はさつまいも等の茎が旺盛に茂り、農家はその茎を食用に用いたことから、生活の知恵として広がったといわれています。



### 2. かつおのたたき

かつおは高知県の県魚で、若葉の頃の初かつおは香り、秋の戻りかつおは脂の乗りを楽しむ、県を代表する海の恵みです。かつおのたたきは、船上料理として始まった「塩たたき」がルーツといわれていますが、沿岸部と内陸部では、作り方や薬味が少しずつ違います。皮つきのまま表面をあぶった後、「温かいうちに供するか」、「冷ますか」、「塩だけでたたかか」。さらに「しょうゆとみりんのたれをかけるか」、「(ユズ、ブシュカン、直七などの)かんぎつ酢をふりかけるか」、「酢と酒をかけるか」など食べ方も様々です。お客をもてなす際には欠かせない土佐の味です。

令和4年3月、文化庁の「100年フード」に認定されるとともに、有識者からの評価が特に高かったことから「有識者特別賞」にも選ばれました。



### 3. ぐる煮

「ぐる」とは、一緒とか集まり仲間といった土佐の方言です。色々な野菜をたくさん集めて煮た料理であることから、この名前がつけられました。



### 4. りゅうきゅうの酢の物

高知県では、ハスイモ（サトイモ科）の葉と茎のつながる葉柄部分を「りゅうきゅう」と呼び、昔から食材として日常的に食べています。りゅうきゅうは、あざやかな緑色で、独特のシャリシャリとした歯ざわりが特徴です。名前の由来は沖縄（琉球）から伝わったことにちなんで名付けられたといわれていますが、諸説あり定かではありません。

りゅうきゅうの食感とさっぱりとした味の「りゅうきゅうの酢の物」は、高知県の夏の定番料理として、今の地元に根づいています。



### 5. いたどりの油いため

山野に自生するタデ科の多年草です。根茎が地中を這い、春先に紅紫色の芽を出します。県外ではあまり食べられていませんが、高知では生を料理するほか塩蔵や冷凍保存して年中食べます。油でさっと炒め、調味料とけずり節を加え、味をなじませます。美味しく食べるには手早く加熱して歯ごたえをのこすことがコツです。



### 6. ひめいちとみかんの辛子煮

ヒメイチとは、小型底びき網にかかる小魚。正式な呼称は、ホウライヒメジ。安価であり、タイの代わりによく使われます。地域によって「アスナル」や「アスナロ」と呼称されるのは、「明日は鯛になるろう」という意味も込められています。くせがなく、上品な味わいのため、塩焼き、干物、姿ずしなど幅広く料理に活用されています。とくに小さいものは、みかんとともに「辛子煮」にされることが多いです。



### 7. こうし飯

県南西部の大月町において年越しに食べられます。「こうし飯」とは、ちりめんじゃこや細かく刻んだ魚を炊きこんだごはんのことで、「越しめし」としてはじまり、次第に「こうしめし」という呼び方に変化していったといわれています。「こうし飯」に欠かせないのが、仕上げとしてごはんに混ぜ込む岩のりです。岩のりは、この地域では「めのり」と呼ばれ、宿毛市でもこの「めのり」を使った飯料理が食べられています。



### 8. きらずもち

「きらずもち」は、もち米と「きらず」（おから）を混ぜた生地に、あんこを包み込んだ餅で、佐川町西部の尾川地区のみに伝えられています。昔は正月前に豆腐を作るのが習わしで、大豆を挽いてくれる請け挽きの家に、各家庭から一升の大豆を挽いてもらっており、豆腐をつくる際に出るおからを「きらずもち」にして、豆腐同様に正月に食べていました。



### 9. 豆腐の梅酢づけ

高知県では、豆腐は長宗我部元親が朝鮮出兵した際に連れ帰った朴氏によって伝えられたといわれています。土佐藩主の山内一豊も唐人町での豆腐の専売を推奨していたとされています。豆腐は神事や正月のお祝いなどに振る舞われるごちそうで、家で手作りする家庭も珍しくなかったといえます。「豆腐の梅酢づけ」は津野山地区に伝承される郷土料理で、この地区でつくられる豆腐はかたいことが特徴。かための豆腐を梅酢でつけたもので、保存食として作られてきました。高級料理としても高値で取引されていたといえます。



### 10. 暮れの煮物

高知県で年越しに食べる郷土料理といえ、くじら肉が入った「暮れの煮物」です。くじらのような大きなものを食べることで、「大物になるように」という願いを込めて食べられました。くじらが手に入りやすかった時代は、大晦日が近くなると魚屋にくじらが並ぶのがお決まりの光景。山間部では「コロ」と呼ばれるくじらの乾燥物を使うほど、かかせない食材でした。



### 11. 田芋のころばし

高知県では、里芋のことを田芋（たいも）と呼び、米に次ぐ貴重な栄養源として、昔から食べられてきました。大きいサイズのもの「田芋飯」になり、戦時中の米が手に入りにくいときは、ごはんのかさ増しのために活用されていたといえます。茎を干した「すいき」は厳寒期が訪れる前に茎を刈り取り、保存食として家々に備蓄していました。田芋のころばしは、佐川町に伝わる郷土料理で、醤油と砂糖で甘辛く味付けされ、仕上げにごまをまぶすのが特徴です。



### 12. 淡竹とエンドウの煮物

高知県ではたけのこがよく食べられ、カツオのあらと炊いた「あらだき」や酢飯を詰めた「たけのこすし」、酢味噌和え、木の芽和えなど土地土地の収穫物と掛け合わせた料理が数多く存在しています。「淡竹とエンドウの煮物」は高知県ではポピュラーなたけのこ料理です。



### 13. 血鉢料理

高知の宴席の料理といえば「血鉢料理」です。大きな浅皿に豪華な料理を盛り込み、テーブルに所狭しと並べます。皿は36～39cm位が一般的です。「生（刺身、たたき）」と「組み物（盛り合わせ）」と「寿司」が血鉢の基本で、そのほか蒸し鯛・そうめん・蜜豆・果物などの皿も並んで多彩になります。客ももてなす者とともに血鉢を囲み、気に入ったものを食べ、饗する、それが血鉢料理の頂き方です。元々は行事食であり、冠婚葬祭いすれでも使われる料理です。人々が集う行事では血鉢料理を共に作り共に食べることで地域の連帯意識が養われるなど、地域や集落の共同生活を営む上での晴れの食でした。

令和4年3月、文化庁の「100年フード」に認定されるとともに、有識者からの評価が特に高かったことから「有識者特別賞」にも選ばれました。



### 14. いもべらあずき

いの町では、昔から「干しいも」のことを「へら」と呼んでいます。さつまいもを丸のまま何時間もじっくり煮た後に、そのまま干し、周りが乾いてきたら輪切りにし、さらに干したものを「ゆでべら」や「煮べら」と呼んでいます。「いもべらあずき」は、ゆでべらと小豆を甘く煮た、いの町の郷土菓子です。いの町以外の地域では、ゆでべらを「東山」と呼ぶのが一般的です。



### 15. こんちん

「こんちん」は、ささがきしたごぼうをふんだんに小麦粉の生地に加えた大豊町の郷土菓子です。おやきのような素朴な味わいで、小腹の空いたときなどのおやつとして馴染み深いものです。ごぼう独自の歯ごたえがクセになり、1枚、2枚とつい手が伸びてしまいます。大豊町の血鉢料理には、「こんちん」が盛りつけられているのが定番です。



### 16. つがに汁

高知県を代表する郷土料理の一つ。ツガニとは、四万十川や仁淀川などの河川に棲息するモクスガニのことで、「つがに汁」はツガニを生きたまま石臼やミキサーで粉砕し、そのだしから作った汁物料理です。ツガニの旬は秋で、他にも「つがにそうめん」や「つがにめし」など、ツガニを使った料理が多数あります。



### 17. チャーテの和え物

秋ごろになると高知県内の直売所でチャーテを見掛けるようになります。チャーテは熱帯アメリカ原産のウリ科の植物で、明治40年（1907年）、海外から鹿児島県に伝わったため「ハヤトウリ」と呼ばれています。高知県では英名のChayoteがそのまま伝わり、それがなまって「チャーテ」になったとされています。チャーテは和え物や炒め物など日頃の家庭料理の食材としてもよく使われています。



### 18. ぜんまいの炒め煮

山村では古くから、「ぜんまいの油炒め」や白和え、煮物などが食べられてきました。県内でぜんまいの産地として知られているのは大豊町です。ぜんまいはゆでて、乾燥すると長期保存がきくため、重要な食材でもありました。ぜんまいは油と相性がよく、油を使った料理は腹持ちがよいので、昔は田植えの日の食卓によくぜんまい料理が上がったといえます。



### 19. こぶずし

県中央部・県西部に分かれてレシピが異なります。県中央部は薄くて白い白板昆布で酢飯を巻いた「板こぶずし」。一方、県西部は昆布で巻かれた「黒こぶずし」。いずれも冠婚葬祭などの祭事や行事などのハレの日に客に振舞われました。「こぶずし」は、のり巻きと違い芯の具材がないのも特徴です。



### 20. こけらずし

重ねていくことから、喜びを重ねること、祝い事や神祭などに出された料理です。安芸郡東洋町、室戸市など東部の代表的な料理です。



### 21. きゅうりと川エビの煮物

川エビとは手長エビのことで、四万十川や仁淀川でとれる特産品の一つです。ひと昔前、夏の川エビとりは子どもたちの川遊びの定番で、とれた川エビは夕食のおかずになりました。



## 土佐の郷土料理



### 22. きびなごのほおかぶり

高知県では、お米の代わりにおからを使い酢づけのイワシをのせた握りずしの「たまずし」が食べられてきました。貴重なお米の代わりに、おからを使ったのがきっかけとされています。宿毛市では、キビナゴがよくとれます。酢でしめたキビナゴでおからをくるんだ姿が、頬被りした人の頭に見えることからこの名がつけました。



### 23. 銀ぶろうずし

「銀ぶろう」は、大豊町では「不老長寿の豆」として古くから栽培され、縁起物として食べられてきました。「銀」は艶やかな見た目に、「ぶろう」は不老に由来していると伝わっており、1750年ごろに町内の上桃原集落に住むお銀という者が旅人から「フロウ」とよばれる豆の種を譲り受けて栽培したのがはじまりとする説もあります。この銀ぶろうを煮豆にしてまぜたらし寿司のことを言います。



### 24. 半夏だんご

大豊町に昔から伝わる郷土菓子。その名に付く「半夏」とは7月2日のことです。農繁期を過ぎた後に労をねぎらったり、作付けが終わった時期などに食べられます。だんごは、みょうがの葉に包まれており、清涼感のある独特の香りとおんこの甘さが農作業の疲れを癒しました。田んぼの神様にも供えられました。もち米ではなく小麦粉を使うのは、米が貴重だった時代の名残です。



### 25. 田舎ずし

高知は酢を多く使う土地柄です。高知では宴席（おきゃく）文化を支えた料理の一つで、旬の食材は、「姿ずし」「押しずし」「巻きずし」「詰めずし」「ひっつけずし」「五目ずし」と高知県下の各地に様々なスタイルで传承されています。田舎ずしはみょうが、たけのこ、チャーテ、こんにゃくなど山の幸を使って一口大に仕上げた「ひっつけずし」と「つめずし」の組み合わせです。



### 26. かしきり

カシの実実は縄文時代、人の常食であり、耕作地の少ない山間地にあっては近世にいたっても、なお重要な食材でした。古くからアク抜き技術が普及していたようです。安芸市、安芸川上流域に伝わっています。豆腐状のかしきりに葉にんにくのぬたを掛けて食べます。



### 27. 蒸し鯛

婚礼や正月などの祝いの席など、昔からおめでたい席には必ず作られており、現在も仕出し店などで提供されています。「蒸し鯛」の「蒸し」とは、高知県では魚の姿のまま料理する料理が多いのも特徴です。大きな鯛を背開きにして、おからを砂糖で甘く味付けした具を詰め、姿のまま蒸した料理です。



### 28. ねぎとさつまいものぬた

高知県では、ねぎ類をよく食べる習慣があり、葉にんにく同様、高知県を代表する食材です。「ねぎとさつまいものぬた」は、ねぎとさつまいもを酢味噌で和えたもので、イカとねぎの酢味噌和えのイカの代わりとして自家製のさつまいもを利用したともいわれており、生産者による自家生産物や地場産品を利用した料理研究を通して開発されました。



### 29. 葉にんにくのぬた

ぬたとは葉にんにくをすりつぶして味噌や酢を混ぜてつくる高知県の伝統的な調味料で、生の魚やこんにゃくなどにつけて食べられます。葉にんにくは、長宗我部元親が朝鮮の役から帰国した際に持ち込まれたのがルーツといわれています。高知県では、ぬたに限らず葉にんにくが料理に使われます。すきやきや雑炊、炒め物など用途は多種多様。高知県では葉にんにくだけでなくねぎ類をよく食べます。これは高温多湿な気候を乗り切るためともいわれています。3月3日の桃の節句には、お雛様の前に葉にんにくと赤芽芋を添える風習も残っています。



### 30. さばの姿ずし

血鉢料理の「組みもの」の中心に盛る定番の姿ずしです。サバを背開きにして塩をきかせ、柚子の酢で締めます。これに酢飯を詰め形を整えます。塩蔵したサバで作ることもできるため、昔は山間部で尾頭付きの御馳走として宴会を飾りました。仕上げたあと味がなれていくので宴席（おきゃく）で残った翌日も美味しくいただけます。また、頭の部分などをこんがり焼いて食べると一味違った美味しさが味わえます。なお、姿寿司には、サバの他、カマス、アジ、ヒメイチ等の魚も使われます。

## 用語解説

#### ■ 高知県芸術祭（P3 ほか）

広く県民が様々な芸術に触れ親しむための鑑賞および体験の機会を提供するとともに、県民が主体的に取り組む文化芸術活動に対する支援、発信を行う期間。

#### ■ 全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）（P4 ほか）

平成4年に始まった、全国の高校生を対象としたまんがの大会。参加生徒は「高校ペン児」の愛称で呼ばれ、1チーム3～5名で出題されたテーマに沿って1枚の紙に「まんが」を描く。毎年、全国から300校を超えるチームが予選に応募する。本選大会は、8月第1週の土日に開催。

#### ■ 「高知県史」の編さん事業（P7）

高知県の歴史を明らかにし、伝え残すため、令和3年から開始。旧石器時代から平成までを対象に編さんし、教育での活用や観光振興につなげることを目指す。

#### ■ 土佐の料理伝承人（P13）

高知県内の各地域で郷土料理について卓越した知識・技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいく者をいう。地域での食文化の発信拠点として活動していただくことで、食文化を広く情報発信し、地域食材の付加価値を高め、地域の活性化を図る。

#### ■ 高知国際版画トリエンナーレ展（P14）

和紙文化、版画文化の発展を願い、3年に1度開催される公募展。出展作品の素材は紙に限定。回を重ねるごとにレベルの高い作品が世界各国から集まり、国際的な作品展として注目されている。

#### ■ 四国遍路（P14）

四国八十八箇所霊場は、讃岐（香川県）に生まれた空海（弘法大師：774年～835年）が修行を行った地として伝えられる寺々のことで、弘法大師信仰に基づき、大師の足跡を訪ねて八十八箇所を巡礼することを四国遍路と言う。また、八十八箇所の霊場を歩いて巡る道を遍路道と言う。

#### ■ 世界遺産（P14）

世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている物件のことで、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を兼ね備えた「複合遺産」の3種類がある。

#### ■ 日本遺産（P14）

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

#### ■ 高知県教育文化祭（P15）

高知県の児童生徒の教育文化活動（音楽・美術・科学・英語・作文等）を広く公開し、その成果をたたえ、教育文化の向上を図るとい趣旨のもと、年間22の文化行事を県内各地で開催。

#### ■ 高知県高等学校総合文化祭（P15）

県下の高等学校で文化系部活動を行う生徒による成果発表を行う、高校生の文化の祭典。文化部のインターハイとも呼ばれる全国高等学校総合文化祭への出場のための選考も兼ねている。また、2020年には全国高等学校総合文化祭が高知県で開催された。主催は高知県高等学校文化連盟。

#### ■ 龍馬パスポート（P17）

高知県内の主な観光施設などで提示することで特典を受けることができるパスポート。パスポート参加施設（観光施設や文化施設等）を利用すると専用スタンプを押してもらうことができ、スタンプを集めることでパスポートがステージアップする。

#### ■ 全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐（P17）

本県のまんが文化を振興するとともに、日本のまんが文化の発展に寄与することを目的に、多数の著名な漫画家を招へいし、まんがファンが交流できる祭典。原画展、トークショー、ライブドローイング、まんがの描き方講座などが実施される。

#### ■ カーニバル00 in 高知（P17）

高知県内で文化人の方々と本県人材の交流の活性化を図るために、令和元年に開催。文化芸術に触れる機会の創出や幅広い分野で活躍する文化人とのつながりを深化させる取組を実施した。

※1～30は、農林水産省HP「うちの郷土料理」(高知県)に掲載されている料理です。

※参考:うちの郷土料理(農林水産省)  
[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k\\_ryouri/index.html](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/index.html)



## 高知県文化芸術振興ビジョン審議委員会 審議委員及び専門アドバイザー名簿

### 審議委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日  
五十音順、敬称略

内田 純一	高知大学地域協働学部教授	副委員長
川浪 千鶴	高知県立美術館企画監兼学芸課長	
黒笹 慈幾	高知大学地域協働学部特任教授	
新納 朋代	(株) テレビ高知編成局編成業務部部长代理	
杉田 弘樹	高知県観光コンベンション協会誘致部長	
武内 孝幸	高知県町村会事務局長	
谷 智子	高知市教育委員	
西成 英丈	高知市総務部総合政策課長	
古谷 純代	高知サンライズホテル専務取締役	
溝淵 博彦	NPO 高知文化財研究所代表	
三谷 英子	三谷学園 RKC 調理製菓専門学校校長	
宮田 速雄	(株) 高知新聞社代表取締役社長	委員長
村上 健太郎	NPO 砂浜美術館理事長	
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館館長	

### 専門アドバイザー名簿

任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日  
五十音順、敬称略

小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科文学部准教授
山下 里加	京都造形芸術大学アートプロデュース学科准教授
吉本 光宏	(株) ニッセイ基礎研究所社会研究部研究理事

### 高知県文化芸術振興ビジョン審議委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 高知県の文化芸術の振興と推進を目的として、高知県が策定する高知県文化芸術振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)について、幅広い視点から意見を求め協議を行うため、高知県文化芸術振興ビジョン審議委員会(以下「審議委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について協議を行う。

- (1) ビジョンの内容に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンに関する事項

(委員及び組織)

第3条 審議委員会の委員は、知事の委嘱する委員15名以内をもって構成する。

(委員長及び副委員長の選任)

第4条 審議委員会には、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は審議委員会を代表し、審議委員会の会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

(専門アドバイザー)

第6条 審議委員会の開催において、必要があるときは本会に専門アドバイザーを置くことができる。

2 専門アドバイザーは、必要に応じて本会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 審議委員会の招集は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

3 審議委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、事業内容の説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第1項の規定によらず、第1回目の会議は文化生活部長が招集する。

(庶務)

第9条 審議委員会の庶務は、高知県文化生活部文化推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則：この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会 評価委員名簿

### 審議委員名簿

任期：令和3年7月13日～令和4年3月31日  
五十音順、敬称略

天野 三恵子	(株) JTB 高知支店 支店長
川鍋 達	すさきまちかどギャラリー館長
小林 真理	国立大学法人東京大学大学院 人文社会系研究科文学部教授
谷 智子	高知市教育委員
都築 房子	香美市立美術館長
西田 幸人	高知県立文化施設事業評価委員
宮田 速雄	(株) 高知新聞社 代表取締役会長
吉澤 文治郎	土佐経済同友会特別幹事 ひまわり乳業(株) 代表取締役社長

### 高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 高知県が策定した高知県文化芸術振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)に掲げる施策ごとの目標を設定した行動計画の進捗状況を評価し、高知県の文化芸術のさらなる振興につなげるために、高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について協議を行う。

- (1) ビジョンの行動計画に基づく評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの推進に関する事項

(委員及び組織)

第3条 評価委員会の委員は、知事の委嘱する委員10名以内をもって構成する。

(委員長の選任)

第4条 評価委員会には、委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

(委員長の職務)

第5条 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会の会議を主宰する。

(任期等)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員の交代又は増員による場合は、他の委員の残任期と同じとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 評価委員会の招集は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 評価委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

3 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、事業内容の説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第1項の規定によらず、第1回目の会議は文化生活スポーツ部長が招集する。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部文化振興課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則：この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則：この要綱は、令和2年5月14日から施行する。



## 文化芸術基本法

# 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号) 改正 平成二十九年六月二十三日

前文	
<b>第一章</b>	<b>総則（第一条～第六条）</b>
<b>第二章</b>	<b>文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）</b>
<b>第三章</b>	<b>文化芸術に関する基本的施策（第八条―第三十五条）</b>
<b>第四章</b>	<b>文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）</b>
附則	

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

<b>第一章</b>	<b>総則</b>
(目的)	
第一条	この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。
(基本理念)	
第二条	文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなけ

ればならない。
(国の責務)
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第四条　地方公共団体は、基本理念のっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の関心及び理解)
第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)
第五条の二　文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
(関係者相互の連携及び協働)
第五条の三　国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
(法制上の措置等)
第六条　政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 第二章　文化芸術推進基本計画等

- |                |  |
|----------------|--|
|                |  |
| (文化芸術推進基本計画)   |  |
| 第七条            | 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。   |
| 2              | 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。   |
| 3              | 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。   |
| 4              | 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。  |
| 5              | 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。   |
| 6              | 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。   |
| (地方文化芸術推進基本計画) |  |
| 第七条の二          | 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。））においては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 |
| 2              | 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。  |

### 第三章　文化芸術に関する基本的施策

- |                           |  |
|---------------------------|--|
|                           |  |
| (芸術の振興)                   |  |
| 第八条                       | 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。               |
| (メディア芸術の振興)               |  |
| 第九条                       | 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。 |
| (伝統芸能の継承及び発展)             |  |
| 第十条                       | 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。   |
| (芸能の振興)                   |  |
| 第十一条                      | 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  |
| (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及) |  |

第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)
第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(地域における文化芸術の振興等)
第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)
第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)
第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)
第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
(国語についての理解)
第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)
第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。
(著作権等の保護及び利用)
第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)
第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)
第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
(青少年の文化芸術活動の充実)
第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)
第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(劇場、音楽堂等の充実)
第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
(美術館、博物館、図書館等の充実)
第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)
第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
2　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。
(情報通信技術の活用の推進)
第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)
第二十九条の二　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)
第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
(民間の支援活動の活性化等)
第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)
第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。
2　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。
(顕彰)
第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。
(政策形成への民意の反映等)
第三十四条　国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)
第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

### 第四章　文化芸術の推進に係る体制の整備

- |                       |  |
|-----------------------|--|
|                       |  |
| (文化芸術推進会議)            |  |
| 第三十六条                 | 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。 |
| (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等) |  |
| 第三十七条                 | 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。                            |

### 附 則 抄

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
|                                       |  |
| (施行期日)                                |  |
| 1                                     | この法律は、公布の日から施行する。  |
| 附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号）抄                |  |
| (施行期日)                                |  |
| 第一条                                   | この法律は、公布の日から施行する。  |
| (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討) |  |
| 第二条                                   | 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |
| 附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号）抄                 |  |
| (施行期日)                                |  |
| 第一条                                   | この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。  |
| 附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄                  |  |
| (施行期日)                                |  |
| 第一条                                   | この法律は、公布の日から施行する。  |

